

## 筑西市橋梁診断判定業務委託

## 特記仕様書

## 第一章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、筑西市（以下「甲」という。）が発注する「筑西市橋梁診断判定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務特記仕様書は甲が必要最低限の要求項目として提示するものであり、受託者（以下「乙」という。）が本業務特記仕様書に記載する以上の提案をした場合については、その内容に応じて本業務特記仕様書を変更する。

(業務目的)

第2条 本業務は、道路法施行規則に基づいて行われる橋梁の定期点検について、定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者とされている部分の内、道路管理者（市職員）の行う健全性の診断についての補助、点検者のスキルアップ及び点検業者間でのばらつきの解消を目的とする。また、橋梁の維持工事における包括的民間委託導入に向けた市場調査を目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の業務範囲は、令和6年度に別途発注予定の点検業務にて点検予定である、130橋の内、現地調査を10橋程度、診断業務は130橋の半数程度を対象とする。なお、詳細については別途協議するものとする。

(業務計画等)

第4条 乙は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を明らかにした関係書類を甲に提出し、承諾を得なければならない。また、書類内容に変更が生じた場合には、乙は速やかに甲に変更書類を提出し、承諾を得なければならない。

- (1)業務着手届
- (2)業務計画書
- (3)業務工程表
- (4)管理技術者及び照査技術者届（経歴書も併せて提出すること）
- (5)その他甲の指示する書類

(適用基準)

第5条 本業務の実施に当たっては、本業務特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

- (1)茨城県業務委託共通仕様書

(2) 道路メンテナンス事業補助制度要綱（国土交通省令和3年3月30日改正）

(3) 道路橋定期点検要領（国土交通省道路局 令和6年3月）

（履行期間）

第6条 本業務の履行期間は、契約日の翌日より令和7年3月28日までとする。ただし、令和6年3月に公表された「道路橋定期点検要領」技術的助言及び解説等の追加時期によっては別途協議をするものとする。

（業務内容）

第7条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集
- (3) 点検結果の把握
- (4) 現地調査
- (5) 健全性の診断
- (6) 包括的民間委託の市場調査
- (7) 点検支援技術の試行
- (8) 職員研修支援
- (9) 報告書作成
- (10) 打合せ協議

（管理技術者）

第8条 管理技術者は、直接的雇用関係にある者とし、技術士（総合技術監理部門：建設一道路、鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：道路、鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、平成26年度から令和5年度までに「橋梁定期点検診断業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁設計業務」、「橋梁補修設計業務」、「橋梁定期点検業務」のいずれか一つ以上の履行実績を有する者を配置できること。

（照査技術者）

第9条 照査技術者は、直接的雇用関係にある者とし、技術士（総合技術監理部門：建設一道路、鋼構造物及びコンクリート）、技術士（建設部門：道路、鋼構造及びコンクリート）または、RCCM（道路、鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、平成26年度から令和5年度までに「橋梁定期点検診断業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁設計業務」、「橋梁補修設計業務」、「橋梁定期点検業務」、のいずれか一つ以上の履行実績を有するものを配置できること。

(直接的雇用関係)

第10条 「直接的雇用関係」とは本業務契約締結時において、乙と直接雇用関係があることをいう。「直接的雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、業務着手届と共に提示しなければならない。

(安全管理)

第11条 乙は、業務の執行にあたって現地確認を行う場合には、交通状況に即した適切な方法によって安全管理に努めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は作業実施中に生じた諸事故に対しての責任を負い、損害賠償等の請求があった場合には乙が一切処理するものとする

(成果品の瑕疵)

第13条 業務完了後、乙の瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに修正その他必要な措置を乙の負担において行うものとする。

(貸与資料)

第14条 本業務における貸与資料は以下のとおりとする。乙は善良な管理のもとに保管し、業務完了後は速やかに返還しなければならない。

- (1) 過年度の橋梁定期点検業務委託報告書
- (2) 筑西市橋梁長寿命化修繕計画及び包括的民間委託の導入検討（令和4年度）
- (3) 筑西市橋梁台帳

(成果品の帰属)

第15条 本業務において作成した成果品は、甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は本業務を通じて知り得た事項、情報等を他に漏らしてはならない。

(打合せ協議)

第17条 打合せ協議は、初回と成果品納入時の他、業務進捗に応じて中間打ち合わせを3回行うこととし、全てにおいて管理技術者が出席するものとする。

(疑義)

第18条 乙は、本業務の実施にあたり、疑義を生じた事項については、甲と協議して定めるものとする。

(納入する成果品等)

第19条 納入する成果品等は、以下のとおりとする。

- (1) 委託成果報告書 (A4版) . . . . . 2部
- (2) 電子データ (DVD-R 又は CD-R) . . . . . 1式

## 第2章 業務概要

(計画準備)

第20条 本業務の実施にあたり、第4条に基づき業務計画書を作成する。

(資料収集)

第21条 過去甲が実施した点検・補修履歴、計画策定業務の報告書等、本業務の遂行にあたって必要と考える資料を収集する。

(点検結果の把握)

第22条 過去に甲が実施した点検・補修履歴、診断対象橋梁の定期点検結果を確認し、損傷状況、不可視箇所の有無等、診断の基礎となる情報を把握する。

(現地調査)

第23条 健全性の診断を行うために、現地調査として、発注者の指示する10橋を対象に現地確認を行い、現地確認状況と、過去の点検結果とを踏まえて診断を行う。現地調査は、建設機械を使用せず徒歩で可能な範囲で実施する。現地調査に係る直接経費は、発注者と協議の上、変更対象とする。

(健全性の診断)

第24条 最新の「道路橋定期点検要領」に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の診断を行う。また第22条及び第23条により得た情報により健全性の診断を行い、検証する。また、中間打ち合わせ時に診断結果報告を行う。

(包括的民間委託の市場調査)

第25条 過年度の検討業務(「橋梁長寿命化修繕計画策定検討業務」における包括的民間委託の導入検討)を参考に市場調査を行い、当市の取り組むべき方向性を整理する。

(1) 市場調査の準備

過年度の検討を参考に、甲が包括的民間委託に取り組む背景、事業スキーム、効果等を把握・整理し、市場調査に必要となる資料（実施要領、概要説明資料、調査票等）を作成する。なお市場調査の対象や方法については、別途協議するものとする。

(2) 市場調査の実施支援

実施要領の周知、市場調査への同席・記録、結果の取りまとめ等、市場調査の実施に必要な支援を行う。

(3) 導入に向けた課題の整理

市場調査の結果を踏まえ、当市における包括的民間委託の導入に向けた課題を週出・整理する。また、課題解決に向けた検討の方向性を整理する。

(点検支援技術の試行)

第26条 甲の抱える課題に対して、適切な支援技術を検討し、試行する。検討については、新技術情報提供システム（NETIS）の掲載技術や点検支援技術性能カタログなどの新技術の活用についても検討する。

(1) 橋梁維持管理における課題抽出

甲の橋梁維持管理において、コストや時間を要している内容、利用者への影響が想定される事象等の課題を抽出する。

(2) 対象橋梁の選定

前項で抽出した課題の解決策を講じるにあたり、適切と思われる橋梁を、甲管理橋梁より選定する。

(3) 使用計画の立案

点検支援技術の試行に先立ち、点検支援技術計画書の作成を行う。

(4) 点検支援技術を用いた試行点検・調査

点検支援技術を用いた試行点検・調査を行う。

(5) 試行結果の分析

点検支援技術の試行結果について、取りまとめるとともに、分析を行う。

(職員研修支援)

第27条 橋梁の維持管理に従事する甲職員の技術力を向上させるための研修を行う。

(1) 計画準備

甲の橋梁維持管理（特に点検・診断）に資する職員向けの研修について、研修時期、内容、方法等の検討を行う。研修の計画立案にあたっては、座学（半日）と現地実習（1橋を半日）での研修を基本とする。受講者は10人規模を想定するものとする。なお、詳細については、監督員と協議するものとする。

(2) 職員研修

座学と現地実習での研修後に、当日の運営、講義・説明、受講者に対する効果検証用のアンケートを実施する。

(3) 研修結果のまとめ

職員研修の実施結果、アンケート結果について取りまとめを行う。

(業務報告)

第28条 業務の成果として、健全性の診断結果の記録等の取りまとめや作成した資料の報告書を作成する。

(公表用資料の作成)

第29条 本業務の検討趣旨・成果の概要等について、市民等へ情報公開することを目的に、筑西市ホームページ掲載資料として取り纏める。資料の内容等については監督員と協議するものとする。